

令和3年10月21日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和3年10月21日(木)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和3年10月21日(木)
午後1時56分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま3階交流スペース
- 4 出席委員の氏名 端野 学
塩見 佳扶子
和田 大顕
加藤 由美
織田 信夫
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 伊藤 信夫
教育委員会事務局理事 廣田 康男
次長兼教育総務課長 垣谷 敏数
次長兼学校教育課長 八瀬 正雄
学校教育課担当課長兼教育総務課 伊豆 英一
学校教育課総括指導主事 新井 敏之
学校給食センター所長 村瀬 勝子
次長兼生涯学習課長兼中央公民館長 浅田 久子
図書館長 山路 智子
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 垣谷 敏数

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第15号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長.....

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長.....

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 次に、現在のところはありませぬけれども、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 教育委員の任命

加藤由美 教育委員（2期目）

任期は令和3年10月6日～令和7年10月5日

辞令交付 10月6日（水）午後2時30分

1点目については、加藤由美委員さんについて、令和3年10月6日に辞令交付ということで、2期目として10月6日から令和7年10月5日までということで、市長から辞令交付がありました。また、引き続きお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

加藤委員 よろしくお願ひいたします。

(2) 「教育大綱」と「総合教育会議」

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」での新設条文（2021年 H26改正）

○第1条の3 「教育大綱の策定」に関する条文

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

○第1条の4 「総合教育会議」に関する条文

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

「教育委員会」と「首長」

ア 関係性

「地方自治法」と「地方教育行政の組織と運営に関する法律」は、地方教育団体における首長と教育委員会の所掌事務や職務権限を明確に区別し、教育委員会の主体性を確保しようとしている。

イ 法的地位

教育委員会は首長から独立した執行機関であり、首長は教育委員会や事務局に対する指揮監督権はない。

教育委員会の独立性が失われると、教育・学術・文化が政治的にゆがめられたり、教育専門的に判断すべき事柄が、政治的・行政的にゆがめられる危険がある。

ウ 職務権限

教育委員会の職務権限（地教行法第21条） 19項目

首長の職務権限（地教行法第22条）6項目

「大学」「幼保連携型認定こども園」「私立学校」「教育財産の取得・処分」「教育委員会の所掌に係る契約」「教育委員会の所掌に係る予算の執行」

エ 独立性

首長は教育委員会が独立行政機関であることを尊重し、自らが教育委員会に優越する立場にあると考えたり、その権限を利用して教育委員会の独立性を侵害するようなことがあってはならない。

2点目については、昨日も総合教育会議で大綱の改定についてそれぞれ御意見をいただきました。こういう時期ですので若干そこに整理をさせていただき、もう御存じかと思いますが、また見ておいていただけたらと思います。「教育大綱」と「総合教育会議」について、第1条の3に「教育大綱の策定」に関わる条文と、第1条の4に「総合教育会議」に関する条文が、そこに書きましたような中身の意味のことが書かれております。

それから「教育委員会」と「首長」の関係については、関係性と法的地位、職務権限、それから独立性ということで、書かせてもらっております。これも、もう既に御存じのことかと思いますが、首長については地方自治法、我々教育委員会については地教行法ということで、お互いに独立をするという関係にあります。そういったことをここに書いております。当然、権限も変わってくるということでもあります。

(3) 特別支援学校の設置基準（新規）

○各地特別支援学校での教室不足が深刻化している。障害への理解が社会に広まる中、特に知的障害との診断を受ける子どもの増加が要因の一つ。

○障害のある子どもに適切な指導や必要な支援を提供できる環境を整え、誰一人取り残さない教育の実現を進めるため、文科省は設置基準を初めて制定した。

3点目については、特別支援学校の設置への取組についてです。縦書きの条文をつけさせてもらっております。幼稚園なり小学校、中学校については設置基準があるわけですが、特別支援学校の設置基準はありませんでしたが、最近、この近所の中丹支援学校についてもそのようですが、児童生徒の数が増えているということで、この近所だけではなく全国的にそういう状況にあるようです。そこに書きましたが、各地の特別支援学校での教室不足が深刻化している。障害への理解が社会に広まる中、特に知的障害との診断を受ける子どもの増加が要因の一つであるということで、障害のある子どもに適切な指導や必要な支援を提供できる環境を整え、誰一人取り残さない教育の実現を進めるために、文科省は設置基準を初めて制定をしたということで、その制定をされたものについては別紙縦書きのものであります。また、これも目を通していただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

(4) 地域未来型の開校、運営の状況 別紙一覧

- 桃映中学校 平成27年度～
- 南陵中学校 29年度～
- 成和中学校 28年度～
- 六人部中学校 28年度～
- 川口中学校 30年度～
- 日新中学校 29年度～
- 三和中学校 30年度～
- 夜久野中学校 30年度～
- 大江中学校 30年度～

4点目については、地域未来塾の開講ということで、平成27年度から設置をされ、桃映

中学校が27年度に、そして南陵、成和と書いておりますが28年度、29年度、30年度にそれぞれ開講をしました。現在、開講時期を過ぎて既に生徒たちが学習に励んでいる時期になっております。別紙の令和3年度地域未来塾開講予定一覧ということで、そこに学校名、開講の曜日、学習の場所、受講の生徒数、それから指導をしていただきます支援員の数、それからパネル数、これはコロナ対策です。それから開講式の予定なり開始時刻、会場、出席者というところに、上から西山コーディネーター、井関コーディネーターということで、それぞれ中学校の退職をされた先生方がコーディネーターということになっております。そのようなことで、地域未来塾の一覧であります。今年も開講式、子どもたちの様子をということで思っていたのですけれども、コロナ禍で行かせていただいておりますがこのようにことでもう既に始まっております。

(5) 学校運営協議会（コミュニティスクール）の設置 （別紙）

○大江学園

○川口ブロック（上川口小、川口中）

※今後の見通し → 六人部ブロック、三和学園、夜久野学園への広まりを。

5点目については、学校運営協議会（コミュニティスクール）の設置についてということで、今年度、大江は引き続きになるわけですが、学園となった中でのコミュニティスクール、学校運営協議会、それから川口ブロックの1小学校、1中学校というブロックとなりましたので、そこへの学校運営協議会の設置ということで、別紙カラー刷りのものがつけてあると思いますが、これもまた目を通していただいて、委員の名簿や取組計画、そして委嘱状を渡したときの様子、参観、競技会等々の写真を載せております。最近の状況等も載せたものもありますので、また御覧いただけたらと思っております。

(6) 第10回子ども読書本のしおりコンテスト 入賞

「佳作」

○修斉小学校2年 2名

雀部小学校4年 1名 5年 1名

昭和小学校5年 1名

夜久野中学校3年 1名

○作品の展示 京都府庁2号館 11/8～11

京都府立図書館 11/13～21

京都府立図書館HP掲載、11月中旬以降に府内市町村立図書館で巡回展示予定

6点目に、第10回子ども読書本のしおりコンテスト入賞ということで、修斉、雀部、昭和小学校、夜久野中学校からそれぞれ児童生徒が「佳作」ということで入賞したという報道がありました。作品展示については、そこに府庁2号館、図書館であります。また巡回で府内の市町村の図書館と書かれておりましたので、福知山にも来るかなと思っております。そういう報道がありましたのでつけております。その項目には挙げておりませんが別紙をつけておりますのは、10月31日が総選挙ということで、我々公務員に課せられた運動の義務ということで訓令を出しましたので、下書いております2行、地公法第36条、政治的行為の制限、禁止という項目と、2項めは公職選挙法第136条の2、地位利用の選挙活動ということであります。以上が報告内容であります。よろしく願いいたします。何か御質問、御意見はありますでしょうか。

和田委員

昨日の総合教育会議の後からずっと悩んでいると言いますか、これでよかったのかなと思っております。新しく市長がこの大綱をつくるということから、市長が主催でこの会議を行っているということ

は十分承知なのですが、改めて教育長さんから資料1の大綱と総合教育会議、教育委員会と首長との関係をこうして示していただいたら、私のあのときの発言は随分誤解を生みそうな言い方だったと思いますし、今改めて、昨日もそうだったのですが、あれでよかったのかという思いを持ちながら本日まで来ております。以前のように、市長と懇談会を持ったり、会議をするときにそれぞれが原稿をつくって交流し合うという、そこまではしなくても教育委員会の近々の市長との会議の一番近い教育委員会のところ、どういうことでどういう方向の話をしてしまおうかというような方向づけ、やっぱり委員で共通理解しておかないと好きかってを言って誤解を受けるようなこと、まとめのないようなことになってしまいますので、今後といたしますか、これからの会議の持ち方として教育委員会で、次回の総合教育会議の中でこういう方向で話をしようという打ち合わせを何とかしていただいたらと思っております。

端野教育長 今度、第3回の会議がありまして、そのときにはパブリックコメントの問題や議会の問題、総合教育会議の席からかなり外へ出ますので、事前にこう言いたいというところまでは必要ないかも分かりませんが、今ありましたような教育委員会としての共通理解というか方向性についてはしておかなければなりません。第3回は12月開催ですから、そのときには、そういう機会が必要かと思えます。具体的な中身についてはFプラン15ページを見ないと分からない、重点のこの項目を見ないと分からないというものになります。そういうことから、会議を経てということになるとは思います。

端野教育長 他に何か御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは議題に入ります。

3 議事（その1）

（1）議第15号（福知山市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について）

端野教育長 「福知山市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」説明をお願いします。

八瀬次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

議第15号 福知山市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について御説明させていただきます。

3ページから6ページにわたって要綱を掲載させていただいております。今回、この特別支援の奨励費の支給に関します要綱を制定するものでございますけれども、特別支援教育就学奨励費につきましてはもう既に、この奨励費という形で特別支援学級などに在籍する障害のある児童生徒に支給する補助費ということで、既に支給をしているものでございます。現実的などころで申しますと、この支給に関します支出、要するにそれぞれの児童生徒に支給する根拠につきましては、年度当初に決裁を取らせていただいて、支給するものでございまして、実際にある奨励費にはなるわけでございますけれども、今回、改めてこの要綱を制定したいと考えております。

その要因といたしましては、まず奨励費につきましては、障害のある児童生徒、就学の特殊な事情から多くの支出を伴うものでございまして、その就学に必要な経費を市が負担をするということで、特に支援教育の普及、奨励を図ることを目的にするものでございます。

この支給に関しましては、基本的にはその児童生徒の保護者等の所得によりまして、一定の上限を超えますと制限がかかるという形になっております。そういった中で、申請者の所得状況の確認をしながら支給をしているものでございますけれども、特に転入などの場合、転入者などには本市に所得の情報がない方につきましては、課税証明であったり、所得証明を提出していただくということが必要になります。その場合、どうしても転入前の市町村まで赴いていただいたり、郵送で取得するという必要があります。また、昨今のコロナウイルスの蔓延、コロナ禍によりまして外出自粛が求められるという中で、保護者の方の御負担を軽減するという事でマイナンバーによりまして、この情報が、要するに所得の状況が連携できるようになったということがございまして、この点につきましては、ちょっと長くなるのですが、福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例というものがございまして、その条例をこの令和3年4月に改正をさせていただいたということでございます。この条例の中に、この特別支援教育就学奨励費につきましても掲載をいただいたということでございます。

しかしながら、そのマイナンバーを使った情報提供をするために、市の規定、この要綱が必要であるということが判明いたしましたので、その市の規定ということで今回、この要綱を制定するという事になったものでございます。

そういうような状況の中で、今回、本日議案とさせていただきます、議決に伴っては来年4月1日付での施行という形で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 支給の費目が通学費に限るということになっているようでございますけれども、通学方法はいろいろな形があるのかどうか、それが1点と、所得状況を確認できる書類が必要ということですが、これは上限の規定というのは、ほかの支給要綱に準じるというようなことになるのですか。

八瀬次長兼学校教育課長

まず、通学費でございますけれども、児童生徒が最も経済的な通常の経路での方法により通学する場合の交通費ということで、主には公共交通機関等の旅費、経費にかかるもの、いわゆる運賃というものを基本的なところでの基準とさせていただいているところでございます。

それと、要綱の上限につきましては、基本的には市の通学支援の基準に準ずるという形にさせていただいている状況でございます。

和田委員 公共交通機関を利用してという話を聞かせていただきましたけれども、例えば、公共バスを利用し通学している子どもさんがいらっしゃる、JRを使って通学される子どもさんが現実としていらっしゃるのですか。

八瀬次長兼学校教育課長

市立学校では基本的にはないと考えております。いわゆるバスを使って
というのではないのかと思っております。

先ほど、委員さんから支給の対象というところがございますけれども、
支給対象につきましては6ページに掲載のあります学校給食費、修学旅
行費、学用品、新入学児童、それから郊外活動費、通学費、職場実習とい
う形が対象になるということがございます。

和田委員

少し理解しにくいのですが、第4条関係の別表の支給費目が、今回制定
される支給要綱に該当する方は支給されるということですか。

八瀬次長兼学校教育課長

ここにつきましては、通学費にかかるということで、前条第1項第3号
及び同条第3項に該当する者に対するの支給費目ということになります
ので、第3条第1項第3号の保護者に該当、保護者が付き添い等で児童
生徒を送り迎えする場合も交通費になるということがございます。

和田委員

児童生徒の皆さんを学校まで送り届ける保護者の旅費ということですか。

八瀬次長兼学校教育課長

そのとおりです。

端野教育長

他に何か御質問等ありますでしょうか。

加藤委員

今は、割と各学校に特別支援学級が設置されていますので、これは大分
前の中身ですね。ですから、こうやって通学する場合は、通学費のケー
スもあったと思います。

八瀬次長兼学校教育課長

近年、支給対象になっている例はあまりないですけれども、これまでが
こういう形で対象にさせていただいておりました、支給対象の項目とい
たしましては、こういう項目を残しておりますので、それをそのまま要
綱に代えさせていただいているということです。

端野教育長

他に何か御質問等ありますでしょうか。

全委員

特になし。

端野教育長

議第15号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

端野教育長

それでは、異議がないので承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお
願いします。

4 教育委員会 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課企画管理係長 ～資料に基づき報告～
No.2 1 第6 2回両丹中学校ソフトテニス新人大会

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

5 閉会

端野教育長が閉会を宣言。